

## 大阪府市港湾委員会設置条例案

### (設置)

第1条 大阪港の適正かつ円滑な管理運営を図るため、港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第35条第1項の規定に基づき、大阪府市港湾委員会（以下「港湾委員会」という。）を置く。

### (権限)

第2条 港湾委員会は、法第34条において準用する法第12条第1項各号に掲げる業務を行う。

### (組織)

第3条 港湾委員会は、委員6人で組織する。

### (委員の選任方法)

第4条 港湾委員会の委員（以下「委員」という。）は、港湾に関し十分な知識と経験を有する者又は経済若しくは経営に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て選任する。

### (委員の欠格条項)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 本市の港湾工事の請負を業とする者又はこれらの者が法人であるときはその役員若しくは名称の如何にかかわらず役員と同等以上の職権若しくは支配力を有する者（選任の日以前1年間においてこれらに該当した者を含む。）
- (3) 前号に掲げる事業者の団体の役員又は名称の如何にかかわらず役員と同等以上の職権若しくは支配力を有する者（選任の日以前1年間においてこれらに該当した者を含む。）

2 委員は、前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その職を失う。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の兼職禁止)

第7条 委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長と兼ねることができない。

(委員の服務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

2 委員又は委員であった者が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、港湾委員会の許可を受けなければならない。

3 前項の許可は、法律に特別の定めがある場合を除き、これを拒むことができない。

4 委員は、その職務の遂行に当たっては、自らが港湾に係る行政の運営について負う重要な責任を自覚するとともに、大阪港の秩序ある整備及び適正な管理運営を図るよう努めなければならない。

(委員の罷免)

第9条 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、議会の同意を得て、これを罷免することができる。

2 委員は、前項の場合を除き、その意に反して罷免されることがない。

(委員の辞職)

第10条 委員は、市長及び港湾委員会の同意を得て、辞職することができる。

(委員長)

第11条 港湾委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。ただし、常勤である本市職員が委員に選任された場合においては、当該委員を委員長とすることができない。

2 委員長は、港湾委員会の会議（以下「会議」という。）を主宰し、港湾委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ港湾委員会の指定する委員がその職務を行う。

#### （会 議）

第12条 会議は、委員長が招集する。

2 港湾委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ、会議を開催し、議決をすることができない。ただし、第5項の規定による除斥のため過半数に達しないとき又は同一の事件につき再度招集してもなお過半数に達しないときは、この限りでない。

3 会議の議事は、第6項ただし書の発議に係るものを除き、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前2項の規定による会議若しくは議事又は第6項ただし書の発議に係る議事の定足数については、委員長は、委員として計算するものとする。

5 委員は、港湾委員会の決定するところにより、自己に特別の利害関係を有する事項に関しては、議決に加わることができない。

6 会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、委員長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

7 前項ただし書の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

##### （経過措置）

2 この条例の施行後最初に選任される委員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、6人のうち、3人は2年、3人は3年とする。

3 前項に規定する各委員の任期は、市長が定める。

平成28年 9 月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

港湾法に基づく執行機関として大阪府市港湾委員会を設置するため、条例を制定する必要がある  
るので、この案を提出する次第である。

(参 考)

港湾法（抄）

（委員会）

第35条 省 略

2 委員会の名称、組織及び権限は、条例で定める。